

令和6年第1回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和6年1月11日(木) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

江崎 和浩 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 岩佐 哲司
山口 貴範 ・ 江崎 美咲 ・ 藤吉 理功 ・ 林 明
林 安廣 ・ 山中 敏彰 ・ 酒井 勉 ・ 河田 均
松野 芳正 ・ 館林 朋子 ・ 高橋美穂子 ・ 永田 俊幸
野々村 貢

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 康男 ・ 窪田 博
栞原 修司 ・ 神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘
高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三 ・ 戸崎 和美
野水 千尋 ・ 林 俊朗 ・ 平手 金治 ・ 福井 恒夫
堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典 ・ 宮部 辰男
村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事務局

事務局長	三嶋 克之	主幹	多田 有里
副主幹	佐藤 智香	主査	小木曾高志
主査	高橋 伸和	主任主事	井上 靖之
主任主事	宮田 直弥	主事	江川 充洋

議 事

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第3号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和6年第1回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。
議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。
それでは、議席番号15番館林朋子委員、議席番号17番永田俊幸委員の両委員、よろしくお願ひいたします。
なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。
議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転11件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第1号について説明いたします。
農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。
3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。
今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。
2ページをお願いします。
1番、南長森地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。350平方メートルの田を譲渡人から譲り受け、取得後に埋立て、畑としたうえで一般野菜を栽培するものです。
2番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
3番、厚見地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。164平方メートルの畑を譲渡人から譲り受け、一般野菜を栽培するものです。
4番及び3ページの5番、厚見地区の申請は、いずれも農業経営を拡大するための所有権移転です。
6番から8番、合渡地区の申請は、いずれも農業経営を拡大するための所有権移転です。
4ページをお願いします。

9番、合渡地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。172平方メートルの畑を譲渡人から譲り受け、一般野菜を栽培するものです。

10番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

11番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

12番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借権の設定です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第1号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1番から2番、南長森地区は、林明委員、お願いします。

林(明)委員

1番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。

12月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地の地目は、ご覧のとおり「田」となっておりますが、農地を譲り受けたあとにかさ上げし、玉ねぎやキャベツなど季節の野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

2番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

1月5日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

受人は、隣接する農地を所有しており、申請地と一体で水稻栽培を行う予定です。

なお、受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3番から5番、厚見地区は、林安廣委員、お願いします。

林(安)委員

3番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

12月25日に、受人をはじめ、関係者で現地立ち会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

4番と5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。また、受人は同居する親子です。

12月25日に、受人ははじめ、関係者で現地立ち会いを行いました。

申請地では、水稻をされる予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、6番から10番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

6番から8番の申請は、農業経営の拡大を図る受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

続きまして、9番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、引き続き野菜を栽培される予定です。

受人の息子が隣地を耕作しており、当申請地も共同で耕作することによって、地域の取り決めなども承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

続きまして、10番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、引き続き水稻及び枝豆を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、11番、三輪厳美地区は、藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

11番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

12月26日に、農地利用最適化推進委員、受人代理人、事務局職員とともに、現地立ち会いを行いました。

申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、12番、柳津地区は、江崎和浩委員、お願いします。

清水委員

12番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

12月20日に、農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員とともに、現地立ち会いを行いました。

申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第1号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

発言もないようなので、採決に入ります。

議案第1号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、賃貸借による権利の設定3件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第2号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

6ページの総括表をご覧ください。

今回は、計7件、合計5,603.38平方メートルです。

7ページをご覧ください。

1番、南長森地区の申請は、賃貸借により、鉄塔撤去に伴う工事敷地に一時転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

2番及び8ページの3番、黒野地区の申請は、賃貸借により、工専用ヤードに一時転用するものです。

申請地は農振農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことが認められるため例外的に許可し得るものです。

なお、この申請につきましては、一体的に利用し、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、27ページに位置図を付けてご置きます。

転用される場所は、岐阜大学から北西へ800mほどの農地です。

4番、黒野地区の申請は、所有権移転により太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、申請に係る農地からおおむね300メートル以内に、市役所の支所があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

5番、黒野地区の申請は、所有権移転により太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、上水管、下水管およびガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

なお、この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、28ページに位置図を付けてご置きます。

転用される場所は、黒野小学校から南西へ300mほどの農地です。

6番、七郷地区の申請は、所有権移転により、製造業駐車場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

なお、この申請は、一体的に利用し、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、29ページに位置図を付けてご置きます。

転用される場所は、特別支援学校から南へ500mほどの農地です。

7番、芥見地区の申請は、所有権移転により、資材置場及び駐車場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 2 号について説明を受けました。

黒野地区及び七郷地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、2 番、3 番及び 5 番、黒野地区の申請について、野々村議員、お願いします。

野々村委員

2 番及び 3 番の申請は、農地を工事用ヤードに一時転用するものです。

12 月 27 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に、現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

続きまして、5 番の申請は、農地を太陽光発電施設に転用するものです。

12 月 27 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請者と共に、現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、6 番、七郷地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

6 番の申請は、農地を親族の経営する会社の職員駐車場として転用するものです。

申請地付近の農地、水路に影響がない農地であり、また、工事による周辺農地への影響もないよう確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第 2 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 2 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第3号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は3件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第3号について説明いたします。

10ページをお願いします。

今回は、3件提出されており、明細は11ページの表のとおりです。特例適用農地面積は、合計9,941平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第3号について説明を受けました。

議案第3号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので採決に入ります。

議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第1号から第3号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

13ページをお願いします。

届出は、計44件、合計78,769.37平方メートルです。

続きまして、報告第2号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

15 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、計5件、合計1,202.00平方メートルです。

明細は、16 ページです。

続きまして、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

18 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、計33件、合計20,450.97平方メートルです。

明細は、19 ページから26 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和5年12月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後3時25分閉会を宣す。